

京都大学総務部社会連携推進課全学同窓会準備室要項新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>京都大学総務部社会連携推進課全学同窓会準備室要項</u></p> <p>第1 本学における全学的な同窓会組織の準備に係る事務を円滑に処理するため、<u>総務部社会連携推進課に全学同窓会準備室(以下「準備室」という。)を置く。</u></p> <p>第2 準備室においては、次の事務をつかさどる。                      (1) 各学部同窓会、地域同窓会、課外活動組織のOB会等の情報収集に関すること。                      (2) 全学同窓会準備に係る連絡調整に関すること。</p> <p>第3 準備室に室長及び室員を置く。                      2 室長は、<u>総務部社会連携推進課課長補佐</u>をもって充てる。                      3 室長は、<u>上司の命を受け</u>、準備室の室務を総括する。</p> <p>4 室員は、<u>総務部広報課及び社会連携推進課の職員</u>をもって充てる。                      5 室員は、室長の命を受け、準備室の室務に従事する。</p> <p>第4 この要項に定めるもののほか、準備室の組織に関し必要な事項は、室長が定める。</p>	<p style="text-align: center;"><u>京都大学全学同窓会準備室要項</u></p> <p>第1 本学における全学的な同窓会組織の準備に係る事務を円滑に処理するため、<u>総務部に全学同窓会準備室(以下「準備室」という。)を置く。</u></p> <p>第2 (同左)</p> <p>第3 準備室に室長、<u>副室長</u>及び室員を置く。                      2 室長は、<u>総務部長</u>をもって充てる。                      3 室長は、準備室の室務を総括する。                      4 <u>副室長は、総務部社会連携推進課長</u>をもって充てる。                      5 <u>副室長は、室長を補佐する。</u>                      6 室員は、<u>総務部の職員</u>をもって充てる。                      7 室員は、室長の命を受け、準備室の室務に従事する。                      第4 <u>第3に定めるもののほか、準備室に顧問を置くことができる。</u>                      第5 この要項に定めるもののほか、準備室の組織に関し必要な事項は、室長が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要項は、平成18年4月1日から実施する。</p>